

EU の規範政治

ーパワー、規範パワーそして規範政治へー

市 川 顕

1 : はじめに

欧州連合 (The European Union: 以下 EU) は規範的性格を強く持つと言われる。その代表的な例として、死刑制度への EU の反対が挙げられる。たとえば本稿を執筆中の 2015 年 11 月 17 日には、駐日欧州連合代表部の HP 上でサウジアラビアでの死刑執行を受けた EU 報道官の声明が発表された。そこでは、「欧州連合 (EU) は、いかなる事例においても、例外なく、極刑に反対する。そして、国際連合の最低基準に従い、死刑の適用範囲を、最も深刻な犯罪に限定することを、一貫して主張するとともに、究極的にはその普遍的廃止を呼びかける」¹⁾ と記述されている。死刑廃止に対する EU の姿勢は、日本にも向けられている。2015 年 10 月 10 日の欧州および世界の死刑廃止デーに寄せた声明においては、「現在、日本は死刑制度を存置しており、全世界で死刑執行を執行している 22 カ国の一つである。(中略) 極刑の、そして刑事司法制度全体におけるその位置づけの徹底的見直しを求める内外の人々の声に耳を傾け、我々は日本政府がこの問題に関する開かれた議論を可能にするよう、呼びかける。」²⁾ とし、日本政府に対し死刑廃止を訴えた。

このような EU の域外に向けた規範的主張は、明田によれば 1990 年代から観察されるという³⁾。そこでは、民主主義、法の支配、人権といった EU

の基本的価値を対外的に推進しようとする EU の性格が看取できる。では、なぜ EU はその基本的価値を重視するのか。パーチフィールドによれば、そこには EU の、自らを規範パワーと規定する自画像の源泉が認められるからであるという。それは、第一に EU 成立の政治的要因が平和の希求であったこと、第二に EU は国家でもなく国際機関でもない一種独特の (*sui generis*) ポスト・ウェストファリア的存在であること、そして第三に文民エリートが牽引する政治的・法的立憲主義を基礎とすることの三点である⁴⁾。ゆえに、EU はその法・政策立案過程において、さらには対外政策として、既存のスーパーパワーと異なり、“～してはならない/～しなければならない” という、EU の基本的価値に基づく意思表示を頻繁に行い、それをひとつの EU のプレゼンス発揮の手法として用いている⁵⁾ のである。

そこで本稿では、本稿に続く 5 つの企画論文に統一的な意味づけを与えるために、EU の対外政策において規範の問題をどのように考えていけば良いのかについて、既存研究での議論をまとめた。具体的には、パワーとは何か、EU が行使している (しようとする) パワーとはどのように把握されるか、規範パワー論 (Normative Power Europe: 以下 NPE) とは何か、またその貢献と問題点とは何か、そして NPE の議論を通じて、こん

1) <http://www.euinjapan.jp/resources/news-from-the-eu/news2015/20151117/094552/> 参照のこと。[Last Access: 2015.11.20]

2) <http://www.euinjapan.jp/resources/news-from-the-eu/news2015/20151010/090533/> 参照のこと。[Last Access: 2015.11.20]

3) 明田 (2015a), p.144.

4) Birchfield (2013), p.910.

5) 白井 (2015b), p.10.

にち存在する規範をめぐる問題とは何か、を考えたい。そして、規範政治⁶⁾というひとつの研究方針を紹介し、今後の規範にまつわるEU研究の方向性を示したい。

2：パワーとは何か

パワーとは何か。そこには二つの方向性があるとされる⁷⁾。

一つは物理的なパワーの源泉に着目するものである。つまり、軍事力、GDPなど数値化できるものであり、これをレナードは「力の陳列」と述べている⁸⁾。もう一つは、他者の行為を変化させることに着目するものである。つまり、「AがBに対して、さもなければ行わないであろう行為を行わせる能力」⁹⁾であり、影響力と言ってもいい¹⁰⁾。

EUが行使するパワーについては、この二つのベクトルを丹念に観察する必要がある。EUは、一方で、加盟国28ヵ国、総人口5億820万人、GDP18兆5271億ドルを誇る物理的なパワーを有する¹¹⁾（2014年）。また、世界貿易に占めるEUの割合は32.4%（域内貿易20.4%を含む）であり¹²⁾、日本企業はすでにEU28ヵ国に2541社が進出し、49万人以上の雇用を創出している¹³⁾ように、多くの資本を集める地域でもある。中東・アフリカを中心にEU共通安全保障防衛政策（CSDP）ミッションを軍事・文民双方で多数派遣していることを考えると、軍事的なパワーの存在も否定できない。他方で、二国間のEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）/FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）交渉や、地球環境交渉にみられるように、EUはときに規範的交渉者として、そ

の規範的パワーを影響力に転換し、相手アクターの態度・信念・選好の修正を行って来ている¹⁴⁾のである。

3：EUのパワーをどう見るか

では、これまでEUのパワーはどのようなものとして把握されてきたのだろうか。テルバンは「選択的大国」と「完全な大国」という二つの大国概念を提示する。これは、安全保障・金融・生産・知識の四つの要素のすべてを有した「完全な大国」（例：冷戦後の米国）のような大国と、この四要素のうちのいくつかを意図的に選択的に落とした「選択的大国」（例：第二次世界大戦後の日本やEC/EU）に分けられるという¹⁵⁾。では、こんにちのEUはそのどちらにあたるのだろうか。もしくは、どちらでもないのだろうか。

この問題を考える際に重要な概念は、「経済的巨人だが政治的こびと（An Economic Giant, but A Political Dwarf）」であろう。その意味するところは、「経済統合が進む一方で、政治や外交安全保障面での協力が進まないことを表現」¹⁶⁾したものであった。しかし鶴岡は、この概念を超えて現在のEUのパワーを「巨大な経済力の政治力への転化現象」として捉えることを提起する¹⁷⁾。ここに、こんにちのEUが行使しうるパワーについて考察する大きな意義が潜んでいる。

ここで少し話がそれるが、EUはまた、長きにわたりシベリアン・パワーとして把握されてきた。それは軍事的案件よりも価値・規範に基礎を置く対外政策や地球環境ガバナンス¹⁸⁾へのEUの強い関心に裏打ちされている¹⁹⁾。Woodによれば、シ

6) これについては、白井(2015a)を参照のこと。

7) 福井(2015), p.67

8) レナード(2006), p.191.

9) 明田(2007), p.290.

10) 福井(2015), p.67.

11) 外務省(2015a), p.1.

12) 外務省(2015b), p.7.

13) 外務省(2015b), p.11.

14) Van Schaik and Schunz(2012), p.172.

15) テルバン(2012), p.105.

16) 鶴岡(2007), p.331.

17) 鶴岡(2007), p.331.

18) Wurzel and Connolly(2011b), pp.9-10によれば、EUは気候変動のようなグローバル・ガバナンスの問題を取り扱う多国間合意を好み、

シリアン・パワーとは、「利益の追求のために、そして、国際問題の解決のために、非軍事的手段を利用するアクター」²⁰⁾を指す。日本もシリアン・パワーとして考えられてきて、これまで「新種のスーパーパワー (New Kind of Superpower)」、 「経済的スーパーパワー (Economic Superpower)」、 「ためらいがちなスーパーパワー (Hesitant Superpower)」などと呼ばれてきた²¹⁾が、EUも同様に「トランスフォーマティブ・パワー (Transformative Power)」や「曖昧なパワー (Ambiguous Power)」と呼ばれてきた²²⁾のである。

巨大な経済力は政治力へ転化するのか、に話を戻そう。欧州委員会は2006年にいわゆる「グローバル・ヨーロッパ」戦略を立ち上げ、これまでのマルチラテラルな貿易交渉を優先する姿勢を転換し、第三国や地域とのバイラテラルな交渉を開始するに至った²³⁾。そこでEUの交渉スタイルは、ムニエやニコライディスによれば「貿易におけるパワー (Power in Trade)」と「貿易を通じたパワー (Power through Trade)」に分類される²⁴⁾。明田によれば、「貿易におけるパワー」は「貿易交渉においてEUの経済的利益を実現する」ためのものであり、「貿易を通じたパワー」は「貿易を手段として貿易以外の外交目的やEUの価値を推進する」ためのものである²⁵⁾。そして、ここで「貿易を通じたパワー」の存在が、EUに特徴的なパワーのあり方として浮かび上がることになる。

では、EUは貿易を通じてどのようなパワーを行使しようとしているのか。明田によればそれは大きく把握すれば「人間の顔をしたグローバル化」

「グローバル化の社会的側面」であり、より具体的に表現すれば、環境、労働基準、文化的多様性の保護そして予防原則であるという²⁶⁾。これらから、EUの意図する「巨大な経済力の政治力への転化」には、EUがその基礎を置く価値・規範が大きく関係してくることが理解できよう。

4：NPEの登場

前節の議論において、EUに特徴的なパワーのあり方としての「貿易を通じたパワー」、そしてそこにおけるEUの価値・規範の重要性を指摘した。上記のムニエらの議論とは時間的に前後するが、これについては、マナーズ (Ian Manners) の2002年論文²⁷⁾を契機とするEU研究における規範パワー論争を指摘しないわけにはいかない。

NPEの議論に入る前に、規範 (Norm) に対する国際関係論における注目について一言付しておく必要がある。1980年代後半から1990年代にかけて、いわゆるコンストラクティヴィズム (社会構成主義: Constructivism) が徐々に国際関係論における主要学派として認知されるようになった²⁸⁾。そこでは、社会的に構成されるものとしての規範に多くの関心が集まった。規範とは「権利と義務という観点から定義された行動の準則、あるいはある状況下でどのように行動するのが適切とみなされるのかという集合的期待」²⁹⁾のことであり、それゆえ「行動を変えるよう求める指示」「変わらなければならないときに実際に変えることのできる力をもった理念」³⁰⁾と考えることもできる。つまり、「多様な社会問題の解決に対する多様なアク

そこにおいてソフトなシリアン・パワーとして振舞おうとしているとされる。また、Ohta and Tiberghien(2015), p.179. ではEUを“Climate Superpower”や“Green Civilian Power”と表現し、EUが気候変動問題を先導し、この問題を経済的利益の問題から道徳的義務 (Moral Duty) の問題へと昇華させたことを重視する。

19) Afionis and Stringer(2014), p.49.

20) Wood (2009), p.115.

21) Nakamura (2015), p.27.

22) Meyer (2015), p.8.

23) Shu (2015), p.66.

24) Meunier and Nicolaidis(2006), pp.911-915.

25) 明田 (2015b), pp.174-175.

26) 明田 (2015b), p.183.

27) Manners(2002)のこと。

28) コンストラクティヴィズムと規範パワーとの関係については東野 (2015a) 参照のこと。

29) 毛利 (2011), p.131.

30) デイ (2015), p.117.

ターの理想と価値」の具現化としての規範³¹⁾は、その性質上おのずと、相手の行動を変える、というパワーの要素を持ち合わせることになる。

このような状況を背景として、マナーズはEUを、民主主義、法の支配、人権および基本的自由を含むEUが基礎とする価値やアイデアによって行動する、もしくは、それらをグローバルに追求する国際的なアクターである³²⁾、と把握した。そして、社会科学における規範理論を強調し、物質的・物理的パワーというよりはむしろ観念化されたパワー（規範パワー）に注目し、そしてグローバル・アクターとしてのEUの行動の基準としての規範パワーを提示した³³⁾のである。マナーズは、「規範をめぐる議論をEU内部で活性化させることで、EUの対外政策がつねに規範の推進をその軸におくよう働きかける」という意味で批判的社会理論の立場をとっており、コンストラクティヴィストではなかった³⁴⁾ものの、この論文の発表は「EU研究史におけるひとつの“事件”」³⁵⁾として多くのEU研究者を惹きつけ、10余年経過した現在にあってもなお、“新たな規範的転回（Neo-Normative Turn）”³⁶⁾が起きているという。

マナーズの2002年論文がかくも大きな影響をEU研究に与えたのは、それが、EUがいかなるアクターであるかを理解することに大きく貢献したからである³⁷⁾。つまり、国家でも国際機関でもない、一種独特の政体であるEUの対外行動・政策を理解するために、われわれがもっておくべきレンズの創造に貢献した³⁸⁾からにはほかならない。

もちろん、NPEにはいくつかの批判がある。

第一のものは、規範パワーは機能するのか、という問題提起である。EUが規範パワーに依拠し、「適切性の論理」³⁹⁾に基づいて行動したとしても、他のアクターが一貫して「結果の論理」⁴⁰⁾で動いている場合、他者を説得する交渉の余地はないのではないか、というものである⁴¹⁾。気候変動問題における国際交渉が近年行き詰まりを見せてきたのも、アジェンダ設定のフェーズでは「適切性の論理」が機能したものの、国際的義務の設定のフェーズとなると「結果の論理」が働き、規範的ゲームから戦略的ゲームへと変化したからだ、とする議論もある⁴²⁾。

第二のものは、そもそもEUは規範的なのか、という問題提起である。これについてはマイヤーの議論が参考になる。彼は、EUも日本も物質的なパワーにおいて相対的に衰退していることを指摘し、このままでは両者の規範パワーにも陰りが見える可能性があることを指摘する。その上で、「ヨーロッパと日本は世界中の懐疑的な人たちに規範の知的起源や意味・内容をより上手に説明しなければならない」とし、「偽善的な倫理的パワー、シビリアン・パワーなど通用しない」と述べる⁴³⁾。パーチフィールドも「多くの人がNPEアプローチを批判するのは、彼らがEUの偽善的行為やダブルスタンダード（中略）を見つけた時である」⁴⁴⁾と述べている。規範的な存在として自らを定義するがゆえに、偽善的行為は致命傷となるのである。

そして第三に、EUの基盤とする価値・規範が

31) 毛利(2011), p.131.

32) Manners(2002), p.241.

33) Manners(2013), pp.308-309.

34) 東野(2015b), pp.47-48.

35) 東野(2015b), p.45.

36) 東野(2015b), p.45.

37) Birchfield(2013), p.908.

38) Birchfield(2013), p.908.

39) 適切性の論理とは、大矢根(2006), p.82.によれば、行為主体が「利益やパワーを追求するというよりも、期待される役割を遂行し、「行動の基調は国際関係の構造上の適切さ」にあるという論理である。

40) 結果の論理とは、大矢根(2006), p.82.によれば、行為主体が「行動の結果として獲得できるパワーや利益を計算し、それに基づいて行動する」という論理である。

41) Van Schaik and Schunz(2012), p.183. および Braun(2014), p.457.

42) Ohta and Tiberghien(2015), pp.178-180.

43) Meyer(2015), p.9.

44) Birchfield(2013), p.916.

EU域外に伝播したとして、果たしてそれは「他のアクターではなく、間違いなくEUの行動に由来するものである」とどのように言い切れるのか、というある種方法論的批判も存在する⁴⁵⁾。

しかし、マナーズの提起したこと、つまりEUの対外政策の特徴として規範的側面が存在することについて、それを批判するものはほとんどない⁴⁶⁾のである。

5：パワーの混成体そして規範政治へ

前節で指摘したように、マナーズはEUの対外政策における規範的側面の存在を指摘し、かつ批判的社会理論の立場からEU内部で規範に関する議論を盛り上げ、EU対外政策の軸に規範を据えるよう働きかけた⁴⁷⁾。しかしこのことは、決してEUの対外政策が規範だけで構成されていることを意味しない。国際関係論におけるEU研究は、したがって、ケースごとにどのようなパワーの混成体としてEUが振舞っているのかを分析・叙述することに焦点があてられるべきである。

このように、EUの対外政策に、つまりEUが行使するパワーに、その一要素として規範が存在する（ように見える）ことを踏まえて、実際のEUの対外政策から、パワーの混成体としてのEUを炙り出そうという動きがある。

第一に、規範性を隠れ蓑として、現実的にはEUは強制力を行使していると指摘する論者がいる。テルパンが指摘するように、EUは、その拡大の際に加盟候補国に対してアキ・コミュニテール受け入れ要求を行ったり、国際交渉において第三国への規範の強制を行ったりすることがある⁴⁸⁾。そして、このようなEUの姿勢は、「規範パワー」ではなく、むしろ「ソフト帝国主義」として把握できるとアフィオニスらは指摘する。彼らは、規範

パワーとしてのEUは、相称的で対話型の交渉を行い規範性をともなうが、ソフト帝国主義としてのEUは、非対称性を利用した押し付け型の交渉を行い規範性の外見だけをともなう、と指摘する⁴⁹⁾。そして、コンディショナリティや援助といったインセンティブを与えることで、（その非対称性を利用して）自らの規範を強制的に押し付ける。

第二に、規範性と経済的パワーが併存しているにとらえる論者がいる。ワーゼラらによれば、EUはこんにち世界最大の域内市場をもつことで、いくぶんかのハードパワーを有している。そこに、これまで培ってきた規範パワー（彼らの用語では認識パワー）を併存させることによって、「ハードな市場パワー」と「ソフトな認識パワー」の混成体としての転換スタイルのリーダーシップ（Transformative Leadership）を国際社会の場で提供可能となった⁵⁰⁾というのである。

第二の論者たちは、EUが転換スタイルのリーダーシップを発揮するために、意図的にハードパワーとソフトパワーを併存させていると考えている。しかし、第三に、そもそも規範性と経済的パワーはきれいに分けることができないのではないかと事例研究をもとに指摘する論者がいる。たとえば明田は「EUはネオリベラリズムと社会的規範をそれぞれ独立して推進しているわけではなく、むしろ両者は不可分かつ一体のもの⁵¹⁾と指摘しているし、また、「EUが公共善として規範の拡散を推進しているのか、あるいはEUの利己的な利益を追求しているのかを外から判断することは難しい⁵²⁾としている。また、関根も、動物福祉に関するWTOにおける交渉から二国間交渉へのEUのシフトを詳細に検討した結果、「動物福祉」をめぐるEUの通商政策は、このような規範志向性と経済的パワーの不可分性を示す好例⁵³⁾と

45) テルパン (2012), p.111.

46) 鶴岡 (2007), p.336. および東野 (2015b), p.45.

47) 東野 (2015b), pp.47-48.

48) テルパン (2012), p.110.

49) Afionis and Stringer (2014), p.51. および p.60.

50) Wurzel and Connelly (2011b), pp.14-15.

51) 明田 (2015b), p.180.

52) 明田 (2015b), p.189.

結論づけている。

マナーズがNPEにおいて規範を軸としたEUの対外政策を主張し、多くの研究者がそれをめぐって論争を繰り返してきたが、現状ある種のふりだしに戻った感がある。そこで、われわれが昨年世に問うた書籍⁵⁴⁾の中で、ひとつの今後の方向性として提示したのが「規範政治」である。白井は言う。

規範政治とはむしろ、ひとつの研究方針を指し示す言葉だと受け取ってもらいたい。規範を実現しようとする政治と、規範を利用しようとする政治の、表裏一体性を明らかにしようという研究方針である。なかでも批判的考察という方向性を重視する。規範を実現しようとして失敗するEU、規範を操作利用し戦略的にふるまおうとしてうまくいかないEUという、イメージと実態のギャップに注視したい⁵⁵⁾。

そう考えれば、いまはこの方針にのっかって、地道に事例研究を積み上げる時期⁵⁶⁾なのかもしれない。思い起こせばEU研究は、政府間主義か新機能主義か、EUはいかなる政体か、場としてのEUかアクターとしてのEUか、などの議論を思い起こすまでもなく、抽象化されたモデルと現実とを対照させることによって深化を遂げてきた。われわれはEUの「規範政治」の研究を行うことによって、NPE以降のEU研究に新たな価値を付加することを模索しているのである。

6：まとめにかえて

最後に、まとめにかえて、以下5本の企画論文の、EUの「規範政治」の視点から見た意義を挙げていきたい。

関根論文「WTOにおける複数国間貿易協定のモデルとしてのEUの高度化協力」では、WTOと

EUの組織構造が異なることから、どこまでWTOがEUの高度化協力と類似の制度を導入できるかについては不透明であるとしながらも、少なくとも、EUが多くの実績を残すことがWTOにとっての「見本」となることを指摘し、明確な形ではなくともEUによる「モデルの提供」がなされることを指摘する。EUが他アクターへモデルを提供することは、「例示によるリーダーシップ(Leadership by Example)」の議論としてオーバーサーらが展開している⁵⁷⁾ところであり、本稿はそれを補強するものと理解できる。

小山・武田論文「ヨーロッパへの避難民の分担受け入れをめぐる問題：なぜEU諸国で立場がわかれたのか」では、この度のシリア難民受け入れにおいては「連帯」や「責任」といった規範的言説が前面に掲げられたが、実際の分担受け入れにおいては以下のように分析可能であったとする。つまり、①移民排斥を訴える政党が政権に入っている国、②反移民感情を持つ国民の層をめぐって、右派系の政権と反移民野党が競合関係にあると想定される国、③政権にEU懐疑政党が入っている国、④宗教上の同質性が極端に高く、これまで移民をほとんど受け入れたことのない国、⑤国民の大多数が難民の受け入れに反対している国、のいずれかに該当する国家は、難民の分担受け入れの問題に反対・消極的な態度をとったという。このことは、規範的言説が存在しているにもかかわらず、結局は、加盟国の政治動向によってその対応や政策方針が左右されることを意味し、規範が政治的条件によって揺るがされる事例を提供する。

福海論文「EUコカイン市場の変遷と規制政策」では、EUのコカイン規制政策を詳細に分析し、コカイン密輸がEUにとって他人事であった時点では規範的要素が強かったが、それが真の意味で自分たちの問題となってからは現実主義的対応の要素が強く見られることを指摘している。これは理想的な社会のあり方を提示するフェーズと現実的

53) 関根(2015), p.207.

54) 白井(2015a)のこと。

55) 白井(2015b), pp.11-12.

56) 東野(2015b), p.55.

57) Oberthür(2011), p.673.

に脅威に対応しなければいけないフェーズにおいて、規範の役割に違いがあることを意味しており、偽善性やダブルスタンダードの議論に貢献する。

小林論文「EU 海洋安全保障戦略における包括的アプローチ：EU 安全保障政策の潮目の変化？」では、EU の安全保障政策の構築過程においては、かならずしも規範的・戦略的理由からではなく、冷戦期の NATO との役割分担という経路依存的理由や、冷戦後の中立諸国の加盟といった加盟国間政治力学的理由によって、軍事的安全保障政策分野における発展と文民的安全保障政策の生成という状況が見られるという。ここでは、規範が経済的利益か、といった議論の枠を飛び越え、経路依存性（歴史）や加盟国間政治（域内政治力学）にも注意を払う必要性を提示する。

福井論文「EU 記事は誰がどこで書いているのか？—読売・朝日・日経を事例として—」では、日本のニュースにおいて EU に関する出来事が報道される場合、英国メディアの影響の大きさから、EU に対して批判的・悲観的になる傾向があると言われているが、果たしてそれは真実かを、実証的・数量的な観点から分析したものである。福井は、日本の主要新聞である読売・朝日・日経において、EU 記事の多くはブリュッセルでブリュッセル特派員によって執筆されていることを明らかにした。ベーコンらは、EU に対する日本のプリント・メディアおよびエリート層の関心が何に向けられているかについて研究し、①日本のプリント・メディアで顕著に関心が高いのは貿易と規範的問題、②日本のエリートの EU に対するポジティブな知覚は EU がシベリアン・アクターであること、③ EU は規範的パワー・外交的パワーおよび人権問題に関するリーダーとして知覚されている⁵⁸⁾、ことを挙げている。福井論文は、そのニュースソースから、この種の結論を補強する、重要な定量研究であるといえる。

もちろん、この 5 本の論文も、白井 (2015a) も、これで EU の規範政治を叙述し尽くしたとは言いがたい。しかし、このことは、「EU とその規範とい

うテーマを、よりニュアンスに富んだかたちで明らかに」⁵⁹⁾ するための、そして「EU がどのように規範を生産・再生産し、操作し、逆にその規範に束縛されてきたのか」⁶⁰⁾ を知るための、重要な事例による検証の第一歩なのである。

参考文献

- 明田ゆかり (2007) 「縛られた巨人—GATT/WTO レジームにおける EU のパワーとアイデンティティ」 田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人 (2007) 『EU の国際政治—域内政治秩序と対外関係の動態』慶應義塾大学出版会 pp.287-322。
- 明田ゆかり (2015a) 「規範政治と EU 市民社会」 白井陽一郎 (2015a) 『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.136-151。
- 明田ゆかり (2015b) 「グローバリゼーションを管理せよ—規範を志向する EU の通商政策—」 白井陽一郎 (2015a) 『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.173-192。
- 白井陽一郎 (2015a) 『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版。
- 白井陽一郎 (2015b) 「規範のための政治、政治のための規範—政体 EU の対外行動をどうみるか—」 白井陽一郎 (2015a) 『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.9-25。
- 大矢根聡 (2006) 「リベラリズム」 山田高敬・大矢根聡 (2006) 『グローバル社会の国際関係論』有斐閣 pp.52-91。
- 外務省 (2015a) 『欧州連合 (EU)』 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018667.pdf>
- 外務省 (2015b) 『日 EU 関係』 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000112186.pdf>
- 関根豪政 (2015) 「EU の通商政策を通じた動物福祉の普及—動物福祉の「すすめ」か「押しつけ」か?—」 白井陽一郎 (2015a) 『EU の規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.197-211。
- 駐日欧州連合代表部 HP <http://www.euinjapan.jp/>
- 鶴岡路人 (2007) 「EU の変容と EU 研究の新しい課題—日本からの視点」 田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人 (2007) 『EU の国際政治—域内政治秩序と対外関係の動態』慶應義塾大学出版会 pp.323-344。

58) Bacon and Holland(2015), pp.61-62.

59) 東野 (2015b), p.55.

60) 東野 (2015b), p.55.

- デイ, スティーブン (2015) (白井陽一郎訳) 「ユーロ政党とEUの価値規範」白井陽一郎 (2015a) 『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.116-135.
- テルバン, ファビアン (2012) 「拡大欧州連合 (EU) と強大なヨーロッパの展望」中村雅治・イーヴ・シュメイユ (2012) 『EUと東アジアの地域共同体—理論・歴史・展望』上智大学出版 pp.101-121.
- 東野篤子 (2015a) 「コンストラクティヴィズムのヨーロッパ統合研究—EUにおける規範への視覚—」白井陽一郎 (2015a) 『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.29-42.
- 東野篤子 (2015b) 「EUは『規範パワー』か?」白井陽一郎 (2015a) 『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.45-60.
- 福井英次郎 (2015) 「域外からみた規範パワーとしてのEU—その研究方法の再検討—」白井陽一郎 (2015a) 『EUの規範政治—グローバルヨーロッパの理想と現実—』ナカニシヤ出版 pp.65-80.
- 毛利聡子 (2011) 『NGOから見る国際関係—グローバル市民社会への視座—』法律文化社.
- レナード, マーク (2006) (山本元訳) 『アンチ・ネオコンの論理—ヨーロッパ発、ポスト・アメリカの世界秩序』春秋社.
- Afionis, Stavros and Lindsay C. Stringer (2014), “The Environment as a Atrategic Priority in the European Union-Brazil Partnership: is the EU Behaving as a Normative Power or Soft Imperialist?”, *International Environmental Agreements*, Vol. 14, Issue 1, pp.47-64.
- Bacon, Paul and Martin Holland (2015), “The EU through the Eyes of Japan: Perceptions of the European Union as a Civilian Power”, Bacon, Paul, Hartmut Meyer and Hidetoshi Nakamura (2015), *The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?*, (Surrey, Ashgate), pp.51-62.
- Birchfield, Vicki (2013), “A Normative Power Europe Framework of Transnational Policy Formation”, *Journal of European Public Policy*, Vol.20, No.6, pp.907-922.
- Braun, Mats (2014), “EU Climate Norms in East-Central Europe”, *Journal of Common Market Studies*, Vol.52, No.3, pp.445-460.
- Manners, Ian (2002), “Normative Power Europe: A Contradiction in Terms?”, *Journal of Common Market Studies*, Vol.40, No.2, pp.235-258.
- Manners, Ian (2013), “Assessing the Decennial, Reassessing the Global: Understanding European Union Normative Power in Global Politics”, *Cooperation and Conflict*, Vol.48, No.2, pp.304-329.
- Meunier, Sophie and Kalypso Nicolaïdis (2006), “The European Union as a Conflicted Trade Power”, *Journal of European Public Policy*, Vol.13, No.6, pp.906-925.
- Meyer, Hartmut (2015), “Introduction: EU-Japan Relations in a Fluid Global Order”, Bacon, Paul, Hartmut Meyer and Hidetoshi Nakamura (2015), *The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?*, (Surrey, Ashgate), pp.1-14.
- Nakamura, Hidetoshi (2015), “Japan as a ‘Proactive Civilian Power’? Domestic Constraints and Competing Priorities”, Bacon, Paul, Hartmut Meyer and Hidetoshi Nakamura (2015), *The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?*, (Surrey, Ashgate), pp.17-31.
- Oberthür, Sebastian (2011), “The European Union’s Performance in the International Climate Change Regime”, *Journal of European Integration*, Vol.33, No.6, pp.667-682.
- Ohta, Hiroshi and Yves Tiberghien (2015), “Saving the Kyoto Protocol: What Can We Learn from the Experience of Japan-EU Cooperation?”, Bacon, Paul, Hartmut Meyer and Hidetoshi Nakamura (2015), *The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?*, (Surrey, Ashgate), pp.169-184.
- Shu, Min (2015), “Three Balancing Acts: The EU’s Trade Policy towards East Asia”, Bacon, Paul, Hartmut Meyer and Hidetoshi Nakamura (2015), *The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?*, (Surrey, Ashgate), pp.65-84.
- Van Schaik, Louise and Simon Schunz (2012), “Explaining EU Activism and Impact in Global Climate Politics: Is the Union a Norm- or Interest-Driven Actor?”, *Journal of Common Market Studies*, Vol.50, No.1, pp.169-186.
- Wood, Steve (2009), “The European Union: A Normative or Normal Power?”, *European Foreign Affairs Review*, Vol.14-1, pp.113-128.
- Wurzel, Rüdiger K.W. and James Connelly (2011b), “Introduction: European Union Political Leadership in International Climate Change Politics”, Wurzel, Rüdiger K.W. and James Connelly (2011a), *The European Union as a Leader in International Climate Change Politics*, (London and New York, Routledge), pp.3-20.